夏の安全なまちづくり 市民運動を実施します

市では、7月11日から8月10日まで、夏の安全なまちづくり市民運動を実施します。

この運動の重点目標は、子どもと高齢者を交通事故から守ろう▽すべての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう▽飲酒運転を根絶しよう▽子どもと女性が被害者となりやすい犯罪を防止しよう▽住宅を対象とする侵入盗を防止しよう▽自転車盗および自動車関連窃盗を防止しよう▽振り込め詐欺の被害を防止しよう――の7点です。

期間中は、関係団体が連携し、パトロールの強化、街頭広報活動などを行います。皆さんも、交通事故や犯罪被害に遭わないように気を付けて行動しましょう。

詳しいことは、地域安心課（89局2149番）へ、お問い合わせください。

小坂井B&G海洋センターを無料開放します

市では、小坂井B&G海洋センターの無料開放を行います。なお、入場には事前に配布する整理券が必要です。

詳しいことは、小坂井B&G海洋センター（73局1850番）へ、お問い合わせください。

期日　7月16日（月）

時間　1部＝午前9時から10時30分まで▽2部＝午前11時30分から午後1時まで▽3部＝午後2時から3時30分まで▽4部＝午後4時30分から6時まで▽5部＝午後7時から8時30分まで

定員　各150人

整理券　7月14日（土）・15日（日）午前8時30分から午後8時30分まで、小坂井B&G海洋センターで先着順に配布（1人2枚まで）

パブリックコメント手続 ご意見をお寄せください

市では、「パブリックコメント手続」により、「豊川市シティセールス戦略プラン（案）」に対するご意見を募集します。募集期間は、7月1日から31日までです。

この計画は、まちの魅力を地域内外へ効果的に情報発信するシティセールスに取り組み、活気のある住みよいまちづくりを進めるため、基本的な考え方や方針を策定するものです。

内容の詳細については、企画政策課（本庁舎2階）でご覧いただけます。また、市役所1階ロビー、一宮総合支所、音羽・御津・小坂井支所、プリオ窓口センター（プリオビル5階）、豊川・御油・牛久保・八南の各公民館、中央図書館でもご覧いただけます。市ホームページにも掲載しています。

詳しいことは、企画政策課（89局2126番）へ、お問い合わせください。

掲載誤りをおわびします

7月の児童館の催し

広報「とよかわ」6月15日号12ページでお知らせしました「児童館の催し」の記事のうち、表題が「6月の児童館の催し」とあるのは、「7月の児童館の催し」の誤りでした。訂正しておわびします。

第7回豊川市ジェンダー標語を募集します

市では、「ジェンダー」（社会通念や習慣の中にある男性像または女性像のような、社会によって作られた社会的差別）に関する標語を募集します。

これは、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる「自立と支え合いの男女共同参画社会」の実現に向けて行うものです。なお、入賞作品は、男女共同参画啓発事業に使用します。

詳しいことは、生活活性課（89局2165番）へ、お問い合わせください。

応募資格　個人によるもので未発表の自作のもの

情報紙などでの啓発に活用されます

賞・賞品　一般の部＝最優秀賞1作品（記念品1万円相当）▽小学生の部＝最優秀賞1作品（記念品5千円相当）▽中学生の部＝最優秀賞1作品（記念品5千円相当）

応募方法　①作品（1人につき1点まで）②郵便番号③住所④氏名・ふりがな⑤年齢⑥性別⑦電話番号――を記入の上、直接、または郵送で、生活活性課（〒442―8601諏訪1の1）へ。FAX（89局2125番）、または市ホームページからも応募できます

応募期間　7月13日から9月7日（＝必着）まで

その他　応募作品は返却しません。入賞作品の著作権は、豊川市に帰属します

国民健康保険の軽減・減免制度

国民健康保険の保険料は、均等割額および平等割額と、所得割額および資産割額の合計額で算出します。世帯の合計所得金額が一定額以下の世帯は、保険料が軽減されます。なお、軽減の判定をする際、専従者給与収入は支払者の所得に戻して計算します。譲渡所得の特別控除は適用されません。

また、軽減の判定は、確定申告または市・県民税の申告をもとに行いますので、未申告の方は申告してください。

詳しいことは、保険年金課（89局2118番）へ、お問い合わせください。

■保険料の軽減制度（申請不要）

保険料の7割軽減

世帯の合計所得金額が、33万円以下のとき、均等割額と平等割額の7割を軽減。

保険料の5割軽減

世帯の合計所得金額が、33万円に世帯主を除く被保険者1人につき24万5千円を加算した額以下のとき、均等割額と平等割額の5割を軽減。

保険料の2割軽減

世帯の合計所得金額が、33万円に被保険者1人につき35万円を加算した額以下のとき、均等割額と平等割額の2割を軽減。

■保険料の減免制度（申請必要）

世帯の所得金額の合計が一定基準以下の世帯（5割・2割軽減世帯を除き、土地・家屋にかかる固定資産税が25万円以下の場合に限る）は、申請により保険料の減免が受けられます。該当する世帯には、7月中旬に申請書を郵送します。申請書の提出がない場合は、減免が受けられません。

■倒産や解雇による離職者の軽減制度（届出必要）

離職日時点で65歳未満で、平成21年3月31日以後に離職され、倒産・解雇、雇い止めなどにより失業給付を受ける方は所得割額が軽減されます。雇用保険受給資格者証をお持ちの上、保険年金課（本庁舎1階）へ届け出てください。

外国人登録窓口を廃止します

市では、市民課（本庁舎1階）の外国人登録窓口を廃止し、住所変更の受付窓口を拡大します。これは、7月9日（月）から、適法に3カ月を超えて在留している外国人住民の方が住民票に記載されることによるものです。

なお、外国人住民の住所変更手続きについては、市民課に加えて、生活窓口課（一宮総合支所1階）、音羽・御津・小坂井支所、プリオ窓口センター（プリオビル5階）でもできるようになります。

詳しいことは、市民課（89局2136番）へ、お問い合わせください。